記

番号	病名	家畜の種類又は物品名	手当金申請額	特別手当金申請額	交付金申請額	合計額	備考
			円	円	円	円	
計			円	円	円	円	

（注）
1　申請者が代理人である場合には、手当金等又は交付金の交付の申請及び受領に関する権限の委任を受けたことを証明する委任状を申請書に添付すること。
2　本文の括弧の中は、該当するものに○を付すこと。
3　同一の家畜の種類又は物品については、番号欄に様式第1号の2から様式第8号までの番号と同一の番号を付すこと。
4　死流産胎児に係る手当金の交付の申請に際しては、病名欄に死流産の原因となった検査、注射、薬浴、投薬の別を記載すること。
5　手当金の交付を申請しない場合には手当金申請額欄に、特別手当金の交付を申請しない場合には特別手当金申請額欄に、交付金の交付を申請しない場合には交付金申請額欄に斜線を付すこと。

別記様式第1号の二を次のように改める。

様式第1号の2

へい殺畜等手当金等概算払申請書

年　月　日

農林水産大臣　殿

住　所
氏　名　印
（申請者が代理人である場合には、何某ほか何名代理人氏名　印）

下記のとおり家畜伝染病予防法第58条第1項（及び第2項）の規定による手当金（及び特別手当金）○○○円の概算払を受けたいので、へい殺畜等手当金等交付規程第3条第2項の規定により申請します。

記

番号	病名	家畜の種類又は物品名	手当金概算払申請額	特別手当金概算払申請額	合計額	備考
			円	円	円	
計			円	円	円	

（注）
1　申請者が代理人である場合には、手当金等の概算払の申請及び受領に関する権限の委任を受けたことを証明する委任状を概算払申請書に添付すること。
2　同一の家畜の種類又は物品については、番号欄に様式第1号から様式第8号までの番号と同一の番号を付すこと。
3　特別手当金の概算払を申請しない場合には、特別手当金概算払申請額欄に斜線を付すこと。

別記様式第四号から別記様式第六号までの規定中「第58条第3項」を「第58条第4項」に改める。

附　則

1　この告示は、家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（平成二十三年法律第十六号。以下「改正法」という。）の施行の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前にこの告示による改正前のへい殺畜等手当金及びへい殺畜等焼却埋却費交付金交付規程（以下「旧規程」という。）の規定によりされた旧規程第一条に規定する手当金（以下「手当金」という。）の交付及び概算払の申請については、なお従前の例による。

3　前項の規定にかかわらず、この告示の公布前に旧規程の規定によりされた改正法附則第九条第三項各号に掲げる家畜又は物品に係る手当金の交付及び概算払の申請については、この告示による改正後のへい殺畜等手当金等交付規程（以下「新規程」という。）の規定の例によりされた新規程第一条に規定する手当金等の交付及び概算払の申請とみなす。この場合において、旧規程の規定により提出され、又は添付された書類については、新規程の規定の例により提出され、又は添付されたものとみなす。

○農林水産省告示第八百四十二号

特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第三条第二項の規定に基づき、平成二十三年三月二十四日農林水産省告示第六百四十九号（特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第三条第二項の規定に基づき同項の措置の対象となる特定権利利益の根拠となる法令の条項等を指定する件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年四月二十二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

表中

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十八号）附則第二十条第一項の規定により読み替えて適用される特例年金給付等に関する政令（平成二十三年政令第二百六十号）附則第二条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十五条の二第一項の規定により、平成二十三年三月三十一日にその請求期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者

を

厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十三年政令第百六十八号）附則第二十条第一項の規定により読み替えて適用される特例年金給付等に関する政令（平成二十三年政令第二百六十号）附則第二条の規定による改正後の厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う経過措置に関する政令第二十五条の二第一項の規定により、平成二十三年三月三十一日にその請求期間が満了するもの	平成二十三年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市町村の区域に住所を有する者 岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の区域に住所を有する者

に

改める。